

食品残さ加工肥料

(1) 改正の経緯

食品の廃棄物の再生利用については、腐熟・発酵等を行い特殊肥料の堆肥として生産することが一般的ですが、短時間生産と悪臭の発生抑制を担保する観点から、「食品の廃棄物を加熱乾燥及び搾油機による搾油を行った肥料」について仮登録の申請があり、肥効及び安全性について確認の上、今般、新たに「食品残さ加工肥料」を追加する公定規格の改正を行いました。

(2) 改正の概要

食品由来の有機質物（食品加工場等における食品の製造、加工又は調理の過程で発生した食用に供することができない残さを除く。）を加熱乾燥し、搾油機により搾油したものを公定規格として定め、有機質肥料の種別に分類することとしています。

また、その他制限事項として、①油分は10%以下であること、及び②牛由来の原料を原料とする場合にあっては、管理措置が行われたものであることを設定することとしています。

四 有機質肥料

(2) 登録の有効期間が3年であるもの。

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
食品残さ加工肥料 (食品由来の有機質物 (食品加工場等における食品の製造、加工又は調理の過程で発生した食用に供することができない残さを除く。)を加熱乾燥し、搾油機により搾油したかすをいう。)	一 窒素全量 2.5 加里全量 1.0 二 窒素全量及び加里全量のほかりん酸全量を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか りん酸全量 1.0		一 油分は10%以下であること。 二 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。

(3) 施行時期

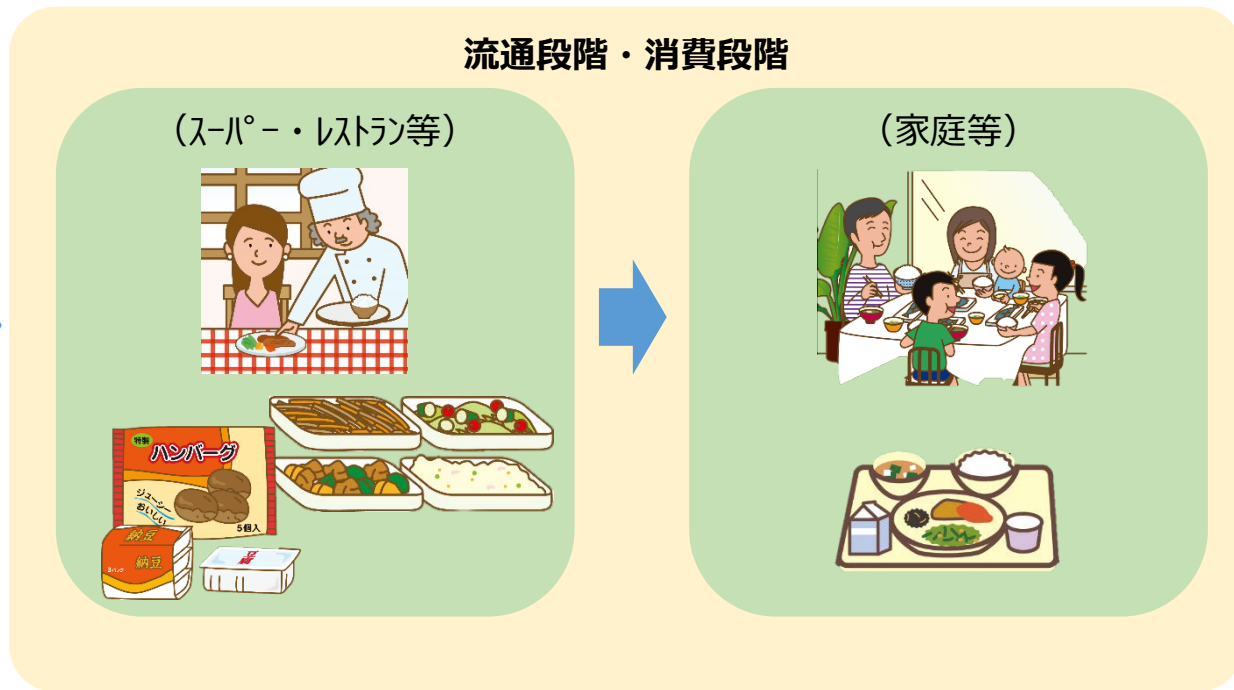
平成30年10月5日

食品残さ加工肥料の原料の範囲

製造段階



流通段階・消費段階



原料から排除するもの



食品加工場等の食品製造、加工又は調理の過程において発生した食用に供することができない加工残さ

塩分の高いもの・重金属の懸念のある魚介類の臓器が大量に原料に混入することを防止

売れ残り（賞味期限切れ）、調理くず、食べ残し等により生じた食品の廃棄物



調理くず、食べ残し、賞味期限切れ等により生じた食品の廃棄物

食品残さ加工肥料の原料とするもの